

宮古市

住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金

環境にやさしいクリーンエネルギー、
太陽光発電を自宅に導入してみませんか？

太陽光発電システムは太陽の光を電気に変換する、地球環境に優しい再生可能エネルギーを創り出すシステムです。

資源には限りがあり、地球温暖化の原因といわれる石油などの化石燃料から、太陽光などを利用した安心安全なクリーンエネルギーへの早急な転換が必要とされています。

宮古市では、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現と地球温暖化防止対策のため、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に、設置費用の一部を補助します。



宮古市企画部エネルギー推進課

補助制度の概要 (詳細は、補助金交付要綱をご覧ください。)

募集期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

対象となる
発電システム 次の①～④のすべての要件を満たす発電システム。
①太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの。
②価格が、1kWあたり60万円以下(税別)であるもの。
③未使用のもの。
④申請者本人が岩手県内に本店、支店、営業所のある事業者と
工事請負契約又は建売住宅売買契約を締結し、設置したもの。

◎補助の対象となる経費

(1)	太陽電池モジュール	(6)	直流側開閉器
(2)	架台	(7)	交流側開閉器
(3)	インバータ	(8)	配線・配線器具の購入・据付
(4)	保護装置	(9)	余剰電力販売用電力量計
(5)	接続箱	(10)	設置工事に係る費用

補助金額 太陽電池の最大出力1kWあたり5万円(上限20万円)

例) 最大出力3.25kWの場合…

$$3.25\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = \underline{162,000\text{円}}$$

(1,000円未満切り捨て)

補助対象者 次の①～③のすべての要件を満たす方。
①自らが居住する市内の戸建て住宅に発電システムを新たに設置した方。もしくは、発電システムの設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している方。
②申請者自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を締結した方。
③市税を滞納していない方。

申請方法 申請書類等は、太陽光受給契約確認書に記載の電力受給開始日から3ヶ月以内に、市役所4階エネルギー推進課まで提出してください。
(代理申請も可能です。)

お問い合わせ 宮古市企画部エネルギー推進課エネルギー推進係
TEL 0193-62-2111 (内線1711, 1712)
FAX 0193-63-9114

